様式第12号（第7条関係）

技術職員修学資金返還変更計画書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 決定番号 | 第　　　　　　号 | 返還総額 | 円 |
| 返還済額 | 円 |
| 返還残額 | 円 |
| 変更対象額 | 円 |
| ふりがな氏　　名（生年月日） | 年　　月　　日生 | 学校名又は勤務先 |  |
| 返還理由 | [ ] 　企業団以外に就職したため　　[ ] 　修学資金の貸与を取り消されたため[ ] 　企業団に技術職員以外の職員として採用されたため[ ] 　企業団における勤務期間が１０年間に満たないため |
| 変更年月日 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| 返還方法(１回当りの額) | 変更前 | [ ] 一括払 [ ] 均等払い([ ] 月賦　　　　　円 [ ] 半年賦　　　　　円） |
| 変更後 | [ ] 一括払 [ ] 均等払い([ ] 月賦　　　　　円 [ ] 半年賦　　　　　円) |
| 返還期限 | 月賦 | 変更前 | 　毎月　　　　　日まで |
| 変更後 | 　毎月　　　　　日まで |
| 半年賦 | 変更前 | (１回目)　　　　年　　月　　日　 (２回目）　　　　年　　月　　日 |
| 変更後 | (１回目)　　　　年　　月　　日　 (２回目）　　　　年　　月　　日 |
| 最　　終返還期限 | 変更前 | 　　　　　　　年　　月　　日 |
| 変更後 | 　　　　　　　年　　月　　日 |
| 最　　終返還金額 | 変更前 | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| 変更後 | 　　　　　　　　　　　　　 円 |
| 返還期間 | 変更前 | 年　　月　から　　　　　年　　　月　まで |
| 変更後 | 年　　月　から　　　　　年　　　月　まで |
| 変更理由 |  |
| 借受金額内訳 | 借受期間 | 借受月数 | 借受金額 |
| 　　　　年　　月分 ～　　　　年　　月分 | 　　　　月 | 　　　　　　　　円 |
| 　　　　年　　月分 ～　　　　年　　月分 | 　　　　月 | 　　　　　　　　円 |
| 　　　年　　月分 ～　　　　年　　月分 | 　　　　月 | 　　　　　　　　円 |
| 　　　年　　月分 ～　　　　年　　月分 | 　　　　月 | 　　　　　　　　円 |
| 合　　計 | 　　　　月 | 　　　　　　　　円 |
| 仮受けた修学資金を上記のとおり変更し、返還します。　　　　　　　　年　　　月　　　日相馬地方広域水道企業団企業長　様借受者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印法定代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　　印連帯保証人氏名　　　　　　　　　　　　　　　印連帯保証人氏名　　　　　　　　　　　　　　　印 |

（注）印鑑登録しているものを押印すること。

（印鑑登録証明書を添付すること。なお、申請時と変更がない場合は添付不要とする。）

(裏面)

特約事項

　（連帯保証人）

第1条　連帯保証人は、この申請に基づく借受者の企業団に対する一切の債務について借受者と連携して保証するものとする。

2　企業長は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じたときは、その変更又は追加を求めることができる。

3　借受者は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要が生じた場合は、速やかに企業長に新しい連帯保証人となる者を届出なければならない。

4　前項の届出書には、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添付しなければならない。

　（連帯保証人への情報提供）

第2条　借受者は、自身の財産及び収支状況や、他の債務の有無、その債務の額や履行状況等を連帯保証人に情報を提供すること。

　（変更届の提出）

第3条　借受者及び連帯保証人は、その氏名、住所又は勤務先を変更した場合は、直ちに企業長に変更した内容を届出なければならない。

　（期限の利益の喪失）

第4条　借受者は、下記(1)に該当する事由が生じた場合にあっては、企業団からの通知（公示送達による通知を含む。以下同じ。）を要さず、同(2)から(5)までに該当する事由が生じた場合にあっては企業団からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、企業団に対して、当該事由が生じた時残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

　(1)　破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治29年法律第89号）第137条各号に定める場合

　(2)　修学資金等以外の借受者の債務につき、次の事由があった場合

　　ア　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て

　　イ　仮差押えその他の保全措置

　　ウ　強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）

　(3)　借受者が月賦、半年賦又は一括払償還の支払を怠った場合（その回に支払うべき金額に満たない場合も含む。）

　(4)　借受者が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、企業長に届出をしなかった場合

　(5)　前各号に掲げる場合のほか、企業長が債権保全上著しい支障があると認めた場合

　（公正証書の作成）

第5条　借受者及び連帯保証人は、貸付金の債務が履行されない場合は、企業長の請求により、借受者及び連帯保証人が債務を承認し、その履行につき直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書を作成することに同意するものとする。

2　前項の公正証書の作成に要する費用は、借受者の負担とする。

　（合意管轄）

第6条　修学資金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、福島地方裁判所相馬支部又は相馬簡易裁判所とする。

上記特約事項並びに相馬地方広域水道企業団技術職員修学資金の貸与に関する条例及び相馬地方広域水道企業団技術職員修学資金の貸与に関する条例施行規則の内容を理解した上で、上記事項について同意します。

また、条例、規則及びこの特約事項に定めのない事項については、企業長の指示するところによるものとすることについても併せて同意します。

年　　　月　　　日　　借受者　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

年　　　月　　　日　　法定代理人　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

年　　　月　　　日　　連帯保証人　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

年　　　月　　　日　　連帯保証人　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印